

第 2 節 【基本方針 2】 住み続けられる持続可能な地域

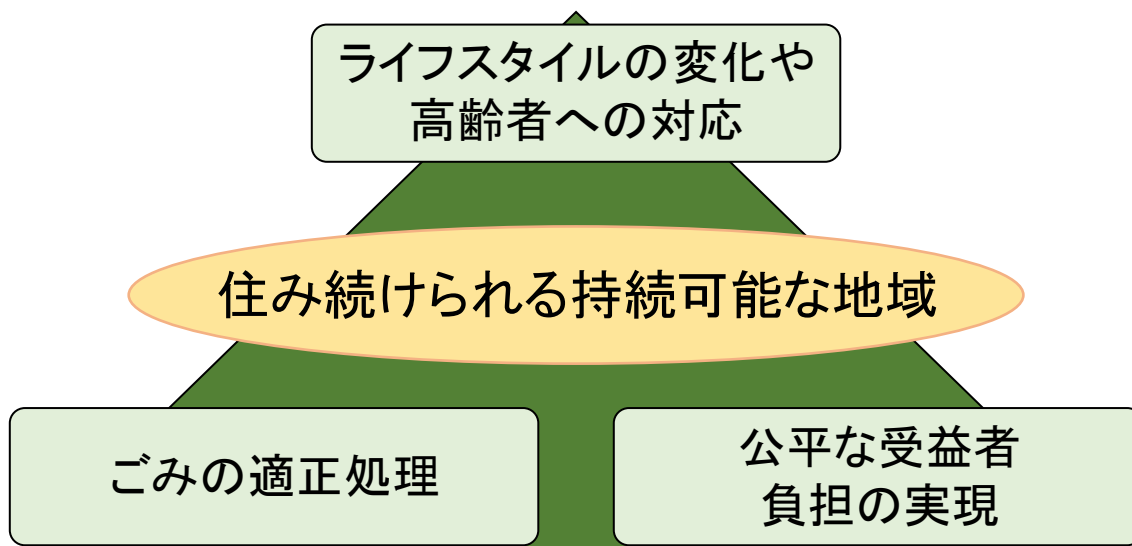
高齢化や人口減少が進み、市民のライフスタイルも多様化し、地域の状況は年々変化しています。

また、食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題などにおいては、国際協調の下で新たな取り組みが進められており、私達に身近な地域社会においてもさらなる取り組みが求められています。



持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制であり、これからの持続可能な地域づくりに向けては、さらなる3Rを進め、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指す必要があります。

こうした中、住み続けることができる持続可能な地域に向けて、3Rの取り組みやごみの適切な排出、環境美化活動に市民が取り組むことができる仕組みづくりを行っていきます。



2-1 ライフスタイルの変化や高齢化への対応

(1) 高齢者等へのごみ排出支援

① 高齢者等ごみ出し支援戸別収集

自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に、民間事業者を活用し、一部自己負担による戸別収集を実施します。実施にあたっては、家族力・地域力の低下を招かないよう留意します。



②在宅医療等廃棄物の排出支援

在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等のごみについて、令和3年7月からはごみを排出しやすいよう分別ルールを見直し、可燃ごみとして排出することとします。

③紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点の拡充

おむつを使用する人のごみ排出を支援するため、紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点を拡充します。

(2) 排出機会の確保

①①ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集 **一部実施** **前回議論**

ペットボトル・プラスチック容器包装類について、不燃ごみ集積所で月2回収集を実施します。また、既存の可燃ごみ集積所での排出や、さらなる回収回数の拡充については、5年後の計画見直しに向けて、早急に他市の状況を調査し、本市での導入について検討します。

②拠点回収

○公共施設での拠点回収 **一部実施**

古紙と小型家電は、回収拠点での排出秩序の維持が課題となっていますが、排出利便を損なうことがないように、可能な形で存続を検討します。

また、ペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収については、指定ごみ袋制による有料化に伴い排出秩序の維持が課題となるため廃止しますが、排出利便に資する新たな手法について検討します。

○小売店への店頭回収 **未実施** **前回議論**

小売店等に対して、簡易包装の推進や自主的な回収をさらに充実するよう働きかけを行います。

③排出機会の確保に向けた取り組み

集団回収活動団体や拠点型の集団回収、古紙等取扱業者、店頭回収に関する情報を発信します。

(3) ごみ排出に係る地域負担の軽減

①立ち番の任意化検討 **資料 1-2**

ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集に係る、追加的な収集日については立ち番を任意化します。

また、不燃ごみの有料化による新たなごみ排出ルールの定着状況を見ながら、集積所の秩序維持の観点からの必要性、また、地域事情を考慮して、立ち番の任意化を検討します。

②集積所の管理ルールの整備 **未実施**

立ち番の任意化に合わせて、集積所の管理ルールを整備・提供します。

③学習機会の提供

行政による出前講座や説明会など、地域と行政がそれぞれの課題を共有する機会を設けます。

SDGsとの関係性

SDGs目標 12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。」とあり、本項目と大きな関りがあります。

2-2 ごみの適正処理

(1) ごみ処理体制の維持

資料 1-3

資料 1-4

①ごみ処理施設の整備、維持管理

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないように、適切な維持管理を図っていきます。

○清掃事務所

長寿命化工事の実施を進めるとともに、焼却灰（飛灰）のリサイクル体制の構築を図り、整備後には、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討します。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないように、必要な対策を検討します。

○リサイクルプラザ

大規模改修実施の具体化を図るとともに、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討します。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないように、必要な対策を検討します。

○最終処分場

次期最終処分場の増設工事の終了後は、残供用年数を見据えた最終処分体制の維持・構築について検討します。

②ごみ処理体制の確保

平時の一般廃棄物の収集、中間処理、最終処分と、各種減量施策等の実施体制と、災害時の円滑なごみ処理体制を確保します。

(2) 環境美化、環境負荷の低減

① 海洋プラスチックへの対応 **未実施** **資料 1-5**

風や大雨等による非意図的なプラスチックごみの流出防止に向けた啓発を行うとともに、海洋関連機関・団体等と連携し、発生抑制に向けた協議を行い、環境美化活動の拡充や海洋プラスチック流出防止対策など新たな取り組みについて検討します。

海洋プラスチックの回収・処理については、本市のごみ処理体制への影響が大きく、また、多額の費用を要することから、国等の施策を積極的に活用します。

② プラスチック削減に向けた新たな取り組み

ペットボトル・プラスチック容器包装類の指定ごみ袋制による有料化を実施し、発生抑制と資源化の推進を図っていきます。

また、現在、国ではプラスチックのさらなる資源化施策を検討しているところであり、そうした国の動向を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。

③ 環境美化の推進

○ ボランティア清掃活動支援 **資料 1-6**

既存の環境美化団体や自治会、個人のボランティア清掃活動を支援するとともに、レジャーごみの持ち帰りを啓発します。

また、海洋プラスチック問題により、あらためてボランティア清掃活動の重要性が認識される中、ボランティア清掃活動のさらなる活性化について検討します。

○ 不法投棄防止のための取り組み

不法投棄監視パトロールの実施や啓発看板等の提供など、不法投棄防止に向けた取り組みを継続します。また、京都府、警察等の関係機関との連携を図っていきます。

④ 地球温暖化対策への配慮

3Rの推進やごみ処理の効率化等を通じて、温室効果ガスの排出抑制に努めていきます。

⑤ ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減

ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減を図っていきます。また、3Rを推進し中間処理施設の負担軽減と最終処分場の延命を図っていきます。

SDGsとの関係性

ごみの適正処理は、目標 12『つくる責任つかう責任』の中で「化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす」とあり、本項目と関わりがあります。

また、ごみ処理施設の整備や維持管理は、目標 11『住み続けられるまちづくりを』と関わりがあり、環境美化活動は目標 14『海の豊かさを守ろう』、目標 15『陸の豊かさを守ろう』とも関わりがあります。

2-3 公平な受益者負担の実現

(1) ごみ処理手数料の見直し

ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の受付手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であることから、令和3年7月から実施します。

(2) 不適正排出への対応

①事業系ごみの適正処理、減量・資源化の推進

事業系ごみについては、事業所の規模や業種により様々なごみが排出され、事業所ごとに取り組むべき内容が異なります。このため、啓発にあたっては、既存の行政データや資料を活用し、効率的な方法を検討します。

○事業系ごみの適正排出 **前回議論**

- ・分別・排出ルールを周知するためのパンフレット等の啓発資材の作成
- ・生活系ごみとして事業系ごみを地域のごみステーションに排出しないよう対応を強化

○事業系ごみの減量・資源化 **前回議論**

- ・事業系ごみ量の実態把握
- ・多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け **未実施**
- ・焼却処理施設への紙ごみの搬入規制や紙の資源化ルートの確保 **未実施**

②不適正なごみ搬入への対応 **未実施**

越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などを防止するため、他市の事例を参考にしながら、施設搬入受付時の確認、搬入物検査や展開検査の実施、直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討など、受付時の体制や指導の強化に取り組んでいきます。

〔可燃ごみ搬入物の展開検査〕

清掃事務所に搬入される事業系ごみの展開検査を行い、不適切なものが認められた場合は指導していきます。なお、古紙類のように資源化可能なものについては、資源として扱うよう指導していきます。

SDGsとの関係性

公平な受益者負担は、SDGs目標12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。」とあり、本項目と大きな関りがあります。

第3節 【基本方針3】 市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む

「ごみ」や「環境」に関する問題は、老若男女、障害のある人、地域の繋がりを大切にしたいと思っている人も、そうでない人も、すべての人に共通する問題です。

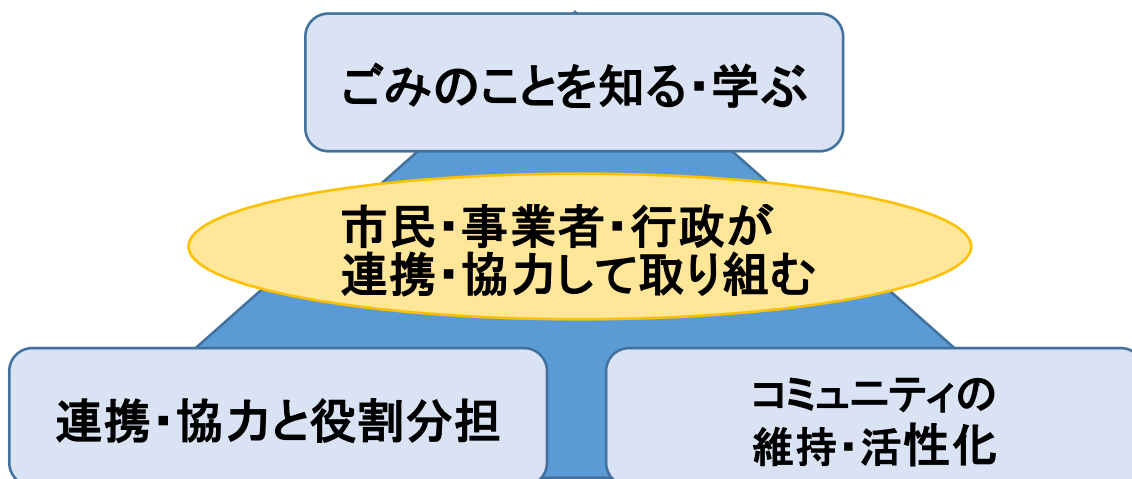


ごみについて知ったり、学んだりする機会が無いことには、3R（ごみの減量、再使用、資源化）の取り組みにつながることはありません。

また、3Rの取り組みは、市民だけではなく、事業者や行政が、それぞれの役割をしっかりと果たし、志を同じくして連携・協力して進める必要があります。

連携・協力においては、コミュニティは重要な役割を果たすこととなります。しかし、人口減少・高齢化が進む中で活動継続が難しくなっている地域もあり、その維持・活性化方策の検討が不可欠となります。

こうした中、市民や事業所、行政が連携・協力して、ごみに関する課題を共有し、3Rの推進に向けてパートナーシップで取り組むこととします。



市民がごみのことを知ったり、学んだりする機会を提供するとともに、様々な工夫をして情報発信、啓発事業を行っていきます。



(1) 分かりやすく

将来のごみ処理施設の整備費用や環境負荷の低減に向けて、現在の世代が、何ができるのか長期的視点で考える必要があります。そのためには、出前講座や施設見学の機会を設けることや、施設整備や維持管理費用を市民に分かりやすく見えるようにするなど、市民の理解を醸成する情報発信が重要となります。

また、市民が適正なごみ分別・排出に取り組むことができるよう、ごみ分別ルールブックを作成・配布するとともに、品目ごとの分別一覧の作成や市のホームページ、公式SNSを活用し、ごみに関する情報にアクセスしやすい環境づくりに努めます。

(2) 相手の関心に合わせる

・子どもや親の関心が高い

「おもちゃ交換会」のように、啓発の対象となる人を絞り込み、その人の関心に合わせてリユースの対象となる「もの」を選定することで、効果的な事業実施が期待できます。

・事業所向けパンフレット

新規開業者がごみの正しい出し方を知らない、既存事業者がごみの排出方法を正しく理解していないこともあります。こうした点を踏まえて、事業者に「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、事業系ごみの適正排出に向けて啓発を図っていきます。

(3) プラスアルファの工夫

・リユースを学習しながら、おもちゃを手に入れる **未実施**

「おもちゃ交換会」では、おもちゃを交換するためのポイントを得るために環境学習などのゲームをする必要があります。イベントとしては教育の要素を含みつつ、子どもたちにとってはおもちゃが手に入るという魅力があります。

さらには、リユースの取り組みは、人と人との間に「もの」が介在することで、新たな人と人との繋がりが生まれ、コミュニティが形成されるといった効果もあります。

・経済性確保・経費節減 **未実施**

客単価を下げることなく小盛メニューを提供した飲食店の事例や、タイムサービスなどの販促により廃棄量を減らした小売店の事例など、ごみ減量やリサイクルが経済性に繋がる事例を紹介し、事業者の取り組みを推進します。

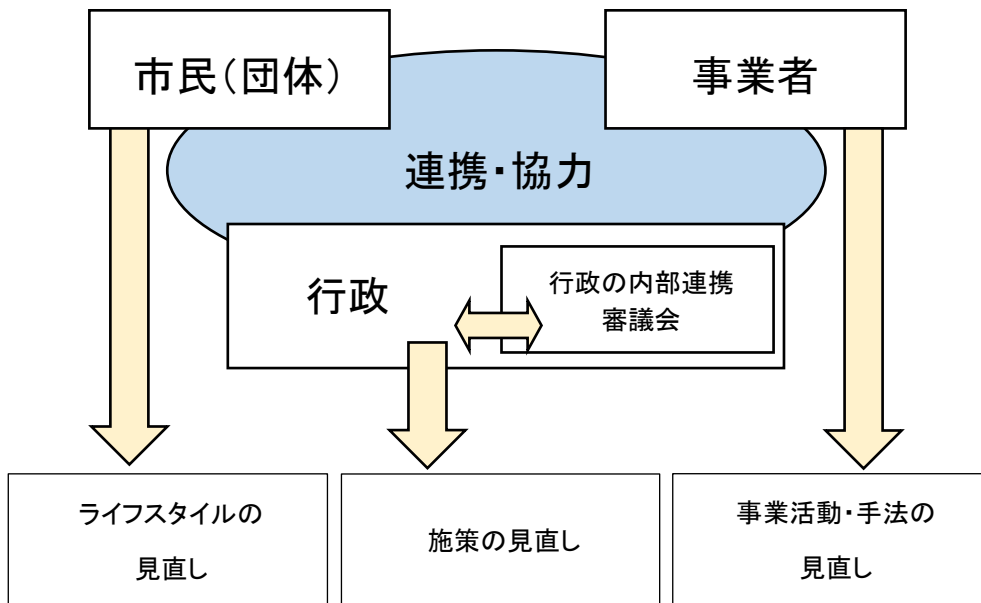
SDGsとの関係性

目標4「質の高い教育をみんなに」の中では、「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とあり、ごみのことを知り、学ぶことはSDGsの取り組みとなります。

また、こうした学習を通じて目標12『つくる責任つかう責任』にある「持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ」ことにもつながっていきます。

3-2 連携・協力と役割分担

市民（団体）、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力を推進します。



〔連携・協力のイメージ〕

- ・簡易包装や店頭回収の推進に向けた市民・事業者・行政の協議の場の設置

未実施

前回議論

市民・事業者・行政の3者によるコミュニケーションを深め、簡易包装や店頭回収、レジ袋削減など、ごみ減量・資源化につながるさらなる取り組みについて検討します。

- ・環境面で良い取り組みを実施している事業所を利用しようとする市民の気運醸成 **未実施**

環境に配慮した事業活動を行っている事業所の商品を購入するなど、事業活動での環境意識の向上に繋がります。

- ・紙ごみの資源化推進に向けた、古紙等取扱業者や再生メーカーと連携、資源化ルートの情報提供 **一部実施** **前回議論**

古紙回収業者や再生紙メーカーと連携し、紙の溶解処理やシュレッダーダストのリサイクルなどの資源化ルートに関する情報を提供し、資源化の充実・確保を図ります。

- ・販売者及び生産者自らのごみの資源化への協力要請 **未実施**

販売者や生産者が資源ごみを回収する仕組みを整備し、その取り組みの活性化を図ります。

- ・市の事業の進捗状況の報告や協議などの舞鶴市廃棄物減量等推進審議会との連携

施策等の進捗や検討状況を報告するとともに、必要に応じて協議を行うなど、審議会との連携を密にし事業進捗を図ります。

SDGsとの関係性

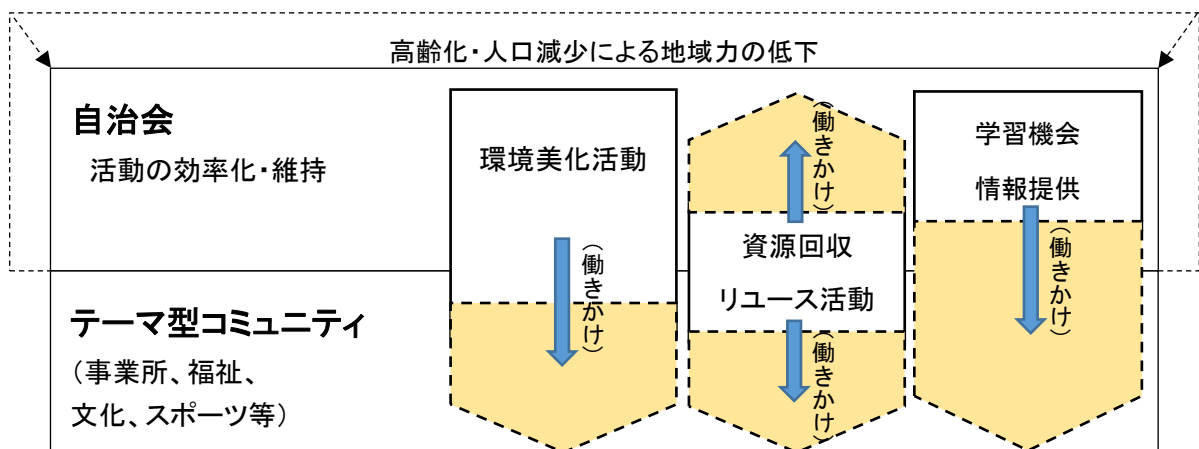
本項目は、SDGs目標 17『パートナーシップで目標を達成しよう』の中で「効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する」とあり、本項目と関わりがあります。

自治会等の地域コミュニティは、ごみ分別の学習機会の確保や高齢者等への支援など、本市のごみ処理施策の推進や地域づくりにおいて大きな役割を果たしています。

パートナーシップによる取り組みを進める上では、情報や学習機会の提供、連携・協力の対象となる地域コミュニティを維持、活性化する必要があります。

また、こうした、地縁型コミュニティだけではなく、職域や福祉団体などのテーマ型コミュニティに対しても参画の働きかけを行います。

リユース活動や集団回収、環境美化活動など、「ごみ」や「環境」をテーマに、新たなコミュニティ活動を形成する仕掛けや仕組みについても検討する必要があります。



〔維持・活性化のイメージ〕

自治会

- ・立ち番の任意化、集積所の管理ルールを整備 **未実施** **資料 1-2**

立ち番の配置は、地域の事情に応じて自治会の任意によるものとし、任意化のタイミング等は別途検討します。

また、地域の実情に応じた集積所の管理ができるよう、集積所の管理ルールを整備・提供します。

- ・効率的な自治会運営に向け、効率化の手法や取り組み、工夫等を共有し、情報交換できる仕組みづくり **未実施**

自治会と行政が交流し、課題や各地域の工夫や効率化に関する情報を共有し、地域の負担軽減を図る。

事業所や各種団体(テーマ型コミュニティ)

- ・資源回収活動やリユース活動への参加や利用を促す情報の発信

自主的な活動である資源回収活動やリユース活動への参加や利用を促す情報を発信していきます。

・環境美化活動の参加呼びかけ

環境美化活動など、地縁を中心とする自治会の担い手が減少する中で、環境美化活動等が、他の目的のために活動・活躍できる仕組みや機会を作ることは、ごみ（廃棄物分野）に関わらず、重要な取り組みとなっています。

多様な市民が環境美化活動に取り組むことができる仕組みづくりを検討し、参加への呼びかけを行っていきます。

・学習機会の呼びかけ、提供

行政による出前講座や説明会など、地域と行政がそれぞれの課題を共有する機会を設けます。

SDGsとの関係性

本項目は、SDGs目標 17『パートナーシップで目標を達成しよう』の中で「効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する」とあり、本項目と関わりがあります。